

東京製網グループ サステナブル調達ガイドライン

1. はじめに

東京製網グループは、社是である「共存共栄」のもと、安全で安心な社会インフラの整備や、環境にやさしい社会の発展に貢献してまいりました。

私たちは、この大切な価値観をサプライチェーン全体で共有したいと考えています。

サプライヤーの皆様とともに、より良い未来をつくるための「責任ある調達活動」を推進し、お互いの企業価値を高めていくことを目的として、本ガイドラインを策定しました。

2. 私たちが大切にしたい「6 つのこと」

① 正直で公正なビジネス(法令遵守と企業倫理)

- **腐敗の防止:** 贈賄、横領、マネーロンダリング等の汚職行為の防止を徹底してください。
- **公正な取引:** 公平・公正な取引と自由な競争を維持してください。
- **反社会的勢力の排除:** 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には毅然とした対応をお願いします。
- **情報の保護と知的財産:** 機密・個人情報を保護し、サイバー攻撃等のリスクへの備えを強化してください。他者の知的財産権を尊重し、侵害の防止に努めてください。

② 地球の未来を守る(環境負荷低減と脱炭素)

- **脱炭素社会への貢献:** 温室効果ガス^{注1)}排出量の算定と可視化、およびその低減に取り組み、再生可能エネルギーの活用を検討してください。
- **資源循環と汚染防止:** 廃棄物の再資源化、環境汚染の防止を推進し、有害化学物質の適正な管理と使用制限を徹底してください。
- **環境マネジメント:** ISO 14001 等の環境管理の仕組みを整えることを推奨します。
- **自然環境との共生:** 自然環境に配慮した原材料調達への協力をお願いします。

③ 一人ひとりを尊重する(基本的人権の尊重)

- **不当な労働の禁止:** 強制労働、児童労働、人身売買を排除し、移動の自由^{注2)}を保障してください。
- **適正な労働条件:** 法定最低賃金の確保、労働時間に関する法令の遵守と過度な時間外労働の抑制、および従業員の安定した生活を支える賃金水準の維持に努めてください。
- **若年労働者への配慮:** 18歳未満の労働者に対しては、法令に基づく就労制限を遵守し、夜間勤務や危険有害業務(重量物、高所、危険機械、有害物質等)に従事させないでください。
- **対話の尊重:** 結社の自由、団体交渉権を尊重し、円滑な対話を大切にしてください。
- **安全で健康な職場:** 労働災害や疾病を防ぐため、安全かつ衛生的な職場環境の整備に努めてください。
- **多様性の尊重と差別禁止:** 差別やハラスメント(LGBTQ を含む)のない職場環境を維持してください。
- **地域社会への責任:** 地域住民の人権や生活基盤(水・土地等)の権利を尊重してください。

④ 責任ある資源の利用(責任ある鉱物調達)

- **紛争鉱物の不使用:** 高リスク地域産の紛争鉱物(金、錫、タンタル、タングステン、コバルト、マイカ等)の使用回避に努めてください。

- **是正と連携:** 使用が判明した際は当社と協力して原因を特定し、代替調達への切り替え等の是正措置をお願いします。

⑤ 確かな品質と安定した供給(品質・安定供給)

- **品質の確保:** 「品質第一主義」に基づき、ISO 9001 等の品質管理体制を整えることを推奨します。
- **安定供給体制の確保:** 災害や感染症に備えた事業継続計画(BCP)の策定、代替ルートの確保に努めてください。

⑥ 共に成長するパートナーシップ

- **相互発展:** 優越的地位の乱用を排除し、信頼と透明性のある対話を通じて共に社会的課題の解決を目指しましょう。

3. お願いとこれからの歩み

当社グループは、本ガイドラインの浸透と遵守状況の確認のため、サプライヤーの皆様定期的に自己評価アンケートへの回答等の協力をお願いすることがあります。

得られた回答内容は、当社のサステナビリティ委員会へ報告し、調達活動の改善に役立てます。重大な課題が確認された場合は、サプライヤーの皆様と共に対話を通じて解決策を検討し、是正に向けた取り組みを推進してまいります。

2026年7月1日
東京製綱株式会社
事業本部 調達物流部
サステナビリティ推進室

注1) 温室効果ガス

地球の表面から放出される赤外線を吸収し、大気を温める性質を持つ気体の総称です。主なものに二酸化炭素(CO₂)、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがあります。企業の活動においては、燃料の使用や電力の使用に伴って発生するCO₂の排出削減が主な焦点となります。

本ガイドラインでは、自社の燃料燃焼(Scope 1)や他社から供給された電気の使用(Scope 2)だけでなく、原材料調達や輸送などのサプライチェーン全体(Scope 3)での排出量の把握と低減を目指しています。

注2) 移動の自由

就業時間外の外出や離職の自由を制限しないこと。また、旅券や身分証明書等の原本を強制的に保管することや、不当な採用手数料を本人に負担させることは、移動の自由を制限する強制労働のリスクとみなされます。